

鳥取県告示第 334 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 5 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施 期 日	実施時間	実 施 場 所
米子市	平成20年 6 月 2 日（月）	午後 1 時から 午後 3 時まで	米子市淀江町淀江769 米子市淀江公民館
”	平成20年 6 月 3 日（火）	午前10時から 正午まで	米子市榎原1356－ 1 米子市尚徳公民館
”	”	午後 1 時から 午後 3 時まで	米子市蚊屋291－ 1 米子市巖公民館
”	平成20年 6 月 5 日（木）	”	米子市大篠津町1619 米子市大篠津公民館
”	平成20年 6 月 6 日（金）	午前10時から 午後 3 時まで	米子市彦名町2850－ 2 米子市彦名公民館
”	平成20年 6 月 9 日（月）	午後 1 時から 午後 3 時まで	米子市和田町1829－ 1 米子市和田公民館
”	平成20年 6 月 10 日（火）	午前10時から 午後 3 時まで	米子市富益町788 米子市富益公民館
”	平成20年 6 月 20 日（金）	午後 1 時から 午後 3 時まで	米子市夜見町3001－ 6 鳥取県計量センター米子検査場
”	平成20年 7 月 1 日（火） から同月31日（木） ま での日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関す る法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 を除く。）	午前 9 時から 午後 4 時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心 推進課